

建設経済常任委員会

令和2年11月27日（金曜日）午前11時33分開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副 委 員 長	山 形 紀 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	森 本 彰 伸
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	玉 野 宏	委 員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

農務畜産課長	渡 辺 直 次 郎	農務畜産課 農業振興係長	青 木 洋 人
--------	-----------	-----------------	---------

出席議会事務局職員

書 記 鎌 田 栄 治

議事日程

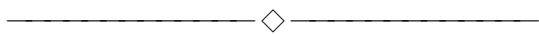
1. 開 会
2. 報告事項
道の駅「湯の香しおばら」地域資源総合管理施設整備計画に係る令和元年度事業の検証について
3. 協議事項
 - (1) 12月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) 所管事務調査の実施について
 - (3) その他
4. その他
5. 閉 会

開会 午前11時33分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 ただいまから建設経済常任委員会のほうを始めさせていただきますと思います。

本会議の後、皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。12月定例会の建設経済常任委員会の日程について決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。



◎報告事項

○星委員長 それでは、2報告事項に入ります。道の駅湯の香しおばら地域資源総合管理施設整備計画に係る令和元年度事業の検証について執行部から説明をお願いします。

○渡辺農務畜産課長 それでは、道の駅湯の香しおばらの検証について説明をさせていただきます。道の駅湯の香しおばらについては、利活用を全面的に見直しまして、六次産業化推進のためのスイーツ等加工販売施設や農村レストランとして改修、再整備をすることによりまして、観光客等の集客、滞在促進機能の向上や地元農産物の高付加価値化、さらには地域雇用の創出を図りまして、また、新たに開発した六次化商品をブランド化し、農畜産物とともに市内外へのプロモーションを強化し、認知度向上や販売拡大を通じた地域活性化につなげることを目的としまして整備を行ったところでございます。

工事の期間につきましては、令和元年6月17日から令和2年の2月17日までの約8か月間、事業費につきましては、本体工事、電気設備工事、機械設備工事、こちら合わせまして合計で2億970万4,000円となっております。

続きまして、資料の2を御覧ください。

こちらは地域資源総合管理施設整備事業における重要業績評価指標、KPIとなっております。

こちらは、地域再生計画で目標に掲げました指標となっております。

今回、3つの指標を掲げまして、まず1つ目が道の駅の売上額、2つ目が開発した商品の売上額、3番目が道の駅内加工施設の雇用者数の増加というところで、こちらの3点を目標と掲げております。

下に、参考というところがあるんですけども、まず1の道の駅の売上げにつきましては、基準値におきましては3億2,351万3,000円の売上げなんですけど、5年後には、一番右になりますが、ここから7,648万7,000円の売上げを増やしていこうという目標になってございます。

②の開発した商品の売上げにつきましては、現在ゼロなんですけれども、5年後につきましては500万円を増やしていくという計画になっております。

最後に、道の駅内の加工施設の雇用者数は、現在ゼロのところを、5年後は5人へ増やしたいという目標を掲げております。

それで、昨年度の実績になりますけれども、上の段のところになりまして、まず①の道の駅の売上額につきましては、基準額と比較しまして、昨年度につきまして実績値ですけれども、マイナス9,571万1,000円となっております。

こちらは、理由としましては、令和元年度に工事を行ったというところで、売上げが大幅に減ってしまっているというところでございます。

②番につきましては、開発した商品の売上額ですけれども、昨年度につきましては0円という形になってございます。

最後に、道の駅内の加工施設の雇用者数ですけ

れども、当初の予定はゼロでしたけれども、実績につきましましては2名ということで、こちらにつきましましては、研修であったり、商品開発のために前倒しで2名雇ったというところがございます。資料2ページにつきましましては以上になります。

続きまして、資料の3ページ、御覧いただければと思います。

こちらは、那須塩原市まち・ひと・しごと創生推進懇談会の意見となっておりまして、こちらは先日の11月25日に開催された懇談会の意見となっております。

意見のほうは、2つほど記載されておりまして、まず、時期的なものはあると思うけれども、非常に施設が混み合っており、お客様であふれているという状況を考えると、整備の効果はあったのではないかという御意見と、一方で、直売所のレジが非常に混み合っておりまして、待ち時間が長いという事象があるので、レジまでの動線をうまくしていくという改善の余地があるのではないかという御意見をいただいております。

今年度につきましましては、新型コロナウイルスの影響がありまして、まだまだ道の駅も売上げ回復していない状況というところがございますので、今後、道の駅関係者と協力をしながら、来客数の増加と売上げの増加を伸ばしていけるようにということで努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、資料の4ページになります。

こちらが、参考としてつけさせていただきます那須塩原市まち・ひと・しごと創生推進懇談会の委員名簿となっております。左から2番目、先ほど御説明した産官学金労言士、こちらの代表の方から構成されているという状況でございます。

説明につきましましては以上になります。よろしくお願いたします。

○星委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

委員のほうから質疑ございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今回の検証について、懇談会の皆さんにはどのような情報を開示をして、それで検証していただいたのでしょうか。

主なもので結構ですから。

○星委員長 係長。

○青木農務畜産課農業振興係長 こちらは、事務局、懇談会のほうの事務局が企画政策課になるんですけども、こちらから提出するように求められました資料に基づいて提出したんですが、その時に、やはり売上額であったり、あとは来客者数等、こちらのまず指標に関わるものについて報告させていただいたというところがございます。

○吉成委員 以上。

○青木農務畜産課農業振興係長 はい。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ここで御意見いただいている2つの項目があって、これを見ると、今回の11人の委員の方々というのは、アグリパル塩原を何度か足を運んで視察を、視察という表現、どうか分かりませんが、普通に買い物している方もいるかもしれませんが、住まいがちよっと離れているような委員の方々は、やはり改めて視察をするなり、そういった中で、次に懇談会での検証になるのかなという気がするんですが、視察的なことは、この懇談会はやったのでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 事務局のほうからちょっと聞いているところでは、この検討委員会の推進懇談会として、全体としては、全部は行っていないということですかね。書類審査だけ。

○吉成委員 最後に。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回出たこの意見があるわけですが、これについては、どのように今後対応されるのかだけ、確認させてください。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回の意見、もちろん改善点がありますが、指定管理者に対して改善を求めていく、もちろん管理者としての適合性としてもですが、管理者に対しても改善を求めながら、今後運営をと思っていますが、指定管理者、今年度で1回切れるものですから、新たに入るところに対しても、今後引き続き行っていきたいと思っています。

○星委員長 そのほかございますか。
よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑がございませんでしたら、以上で検証についての説明のほうは終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 では、報告事項のほうを終了いたします。お疲れさまでした。

—————◇—————

◎協議事項

○星委員長 続きまして、協議事項、3番に移らせていただきます。

12月定例会における委員会の運営についてに入らせていただきます。

説明を事務局のほうでお願いします。

事務局。

○鎌田事務局 (12月定例会における委員会の運営について説明)

○星委員長 説明が終わりました。

今、鎌田さんから、事務局から説明があったと

おりに、12月9日、1日を開催ということで、委員会の審査は12月9日ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 何か質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ありませんか。

それでは、(1)番のほうの協議事項を閉じさせていただきます。

続きまして、(2)の所管事務調査の実施についてに入らせていただきたいと思います。

まず、所管事務調査のことについて、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局。

○鎌田事務局 (所管事務調査の実施について説明)

○星委員長 説明が終わりました。

まず、今回の所管事務調査につきましては、議案審査の前に、12月8日には、議案に出ている指定管理の部分と第2最終処分場の件は視察をしたほうが良いということで決めさせていただきました。

あと、アジア学院と柿野氏の講演につきましては、今年は所管事務調査といたしましても、コロナの影響がありまして、テーマに沿った研究内容が進まなかったというのが現状ありまして、この提言、まとめて提言を出すということに関しましては、来年の1月をめどにまとめまして、2月の全協報告という形で提出をしたいと考えております。

その間に、やはりもう少し、テーマに沿って勉強会を開いたほうが良いということ、副委員長とともに相談をさせていただいて、決めさせていただいた次第です。

皆さんには、また、今後ちょっとお集まりいただいて、様々こういった研修を受けたことを受け

まして、1月には提言書としてまとめるような形になりますので、皆さんにまたお集まりいただくようなこともございますが、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、柿野謙治氏を参考人として、研修講師としてお呼びするのは、参考人制度を使いまして呼ぶかどうかということをお諮りしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 ありがとうございます。

異議なしというお答えいただきましたので、これで、こちらのほうで決定させていただきたいと思ひます。

あと、所管事務調査の日時、場所、内容、日時はいいですね。

あと、お昼とか、そういった細かいことも決めていきたいと思ひますので、まず、12月8日の処分場と湯の香しおばらと明治の森の視察の件なんですが、集合場所と、まずは集合場所ですね。

ワゴン車で皆さんで移動していいものかどうかというところから、まず、そこはそれありきで大丈夫ですか。

○ 委員 ちょっといいですか。

○星委員長 はい。

○ 委員 まず、第2最終処分場については、この委員会、1回視察でやっていませんかね。

○星委員長 はい。今回、金額変更されているので、また建てている状況とか、金額変更している内容ですとか、そういった部分で視察してはどうかと思ひたんですが。

○相馬委員 掘ったら、いっぱい石が出てきたという話でしょ、あれ。それって見られるんですか。

○星委員長 その部分。

○鎌田書記 そこまでは、すみません、確認はしていないんですけども。

○相馬委員 これって、来年、もう2月には完成しますよね。

〔「今年度」と言う人あり〕

○相馬委員 今年度には完成しますよね。

○ はい。

○相馬委員 だから、3月で完成したところを見たほうがいいのではないですか。

○星委員長 途中経過というよりかは。

○相馬委員 途中経過は1回見ているような。

○星委員長 見ました。

○相馬委員 穴掘って。

○星委員長 穴掘っているだけ。

○相馬委員 見たほうがいいですか。

○鈴木委員 見たほうがいいよ。議案審議に出ているんだから。

出来上がったもの見るよりも、工事の途中の話なんだから、それをやはり見て、どこまで見られるか分からないけど、行って説明を受けたほうがいい。

〔発言する人あり〕

○星委員長 じゃ、すみません、視察させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 あと、細かいことに関しましては、委員長、副委員長で決めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、決まりましたら、またサイボウズ等でお知らせしたいと思ひます。

(2)番の所管事務調査の実施については閉じさせていただきます。

続きまして、(3)その他に移りたいと思ひます。

〔発言する人あり〕

○星委員長 はい。

○小島委員 12月10日の柿野氏と、あと、アジア学院が重なっている日にちですけれども、どうい

日程でやるのかというのは、どうなっているか、お伺いしたい。

○星委員長 事務局。

○鎌田書記 アジア学院については、10時半から受入れ可能ということで連絡を受けております。

柿野氏についても、移動、また昼食等ありますので、午後2時から、4階で講演を聴くという形で考えております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 柿野氏は2時からで、すみません、時間は1時間半とか……。

○星委員長 そうですね。大体2時間ぐらい。懇談的な形で進めさせていただければと思います。

民間で働いていた方なので、非常に民間の手法もよく分かっていらっしゃる方であり、また、A S I A G A P、これから取り組まなくては行けない課題ですとか、あと、一次産業の農作物をいかにして売るかということにも詳しい方なので、ちょっと多めにお時間はとりたいと考えておりますので、大体、約2時間程度でと思って、考えております。

アジア学院のほうは、午前中10時半から12時、1時間半ぐらいと予定しております。

鈴木委員。

○鈴木委員 アジア学院のほうなんですけれども、六次産業化というところではつながっているし、うちの提言に取り入れるというか、参考までに、アジア学院では循環型農業というんですけれども、これ、若干、もうちょっとどんなことをやっているか、聞いておきたいと思います。

○星委員長 アジア学院に関しましては、世界の中でも特に貧困の地域の中から、地域のリーダーとして活躍をできる方を学生として、こちら受け入れて、教育をしている学院になります。

資源のない中で、その循環型社会を築いていくという部分での、日本の農業の知恵を使いながら、そこでリーダーとして活躍をしていくというふうになっているので、循環型社会、アジア学院で作った農作物を、六次産業化をするとともに、また、家畜、牛とかヤギとかも飼っておりますので、そういうところの飼料づくり、そこでまた出た堆肥を肥料にして作物を作るという形での、また無農薬だったりとか、現地での菌を使った土壌改良といったものに取り組んでいるので、これから循環型社会をつくっていくということを考えたときに、非常に先進的に取り組んでいる学院なので、ぜひ、学ぶことが多いと思って選定させていただきました。

○鈴木委員 そういうことなんですね。了解しました。

○吉成委員 ちなみにですけれども、大豆を栽培して、全て無農薬でやっているんですけれども、有機でしようゆも造っているんです。販売も……。

〔発言する人あり〕

○星委員長 ただ、視察の前に、詳しい資料のほうも添付させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、確認についてほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、余計な話なんですけれども、今回、一番最初にアグリパルの話が来たんですけれども、あれは委員会の中でやらないで、委員会とここもだけれども、通常の常任委員会の中でやらないで、ここでやる設定になったじゃないですか。

それはどういうレベルで、こういうふうにごう違いが出ているのかが、ちょっと分からなかったんですけれども。

○星委員長 事務局。

○鎌田書記 実は、狩野公民館も、やはり同じようなK P Iの関係で、委員会で説明するものはやっ
ていまして、福祉教育常任委員会でも同じような
形で、こういった報告事項として常任委員会に報
告という形をされたので、その福祉教育常任委員
会のやり方で、今回報告事項という形で報告をし
ていただきました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 前例に倣ったという言い方と思うんで
すけれども、本会議中の常任委員会での報告にな
らないところの敷居というか、何か区別みたい
なところは、ちょっと分からなかったんですけれ
ども、何かあるのかなのかだけ。

○星委員長 事務局。

○鎌田書記 手法としては、常任委員会説明なので、
その他でやる場合もあると思うんですけれども、
その他にってしまうと、今のやり方だと会議録に
残らないので、説明したということを会議録に残
すために、今回、委員会の中で報告事項という形
で説明をしていただいたという形になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の手法だと、会議録に残るのね。
今回はね。

○鎌田書記 はい。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 それでは、(3)番のその他に移りたいと
思います。

(3)では、何かございますか。

[発言する人なし]

大きい4のその他で、ございますか。

[発言する人なし]

よろしいですか。



◎閉会の宣告

○星委員長 それでは、以上をもちまして建設経済
常任委員会のほうを終わらせていただきます。
お疲れさまでした。

閉会 午後 零時01分



◎その他

○星委員長 ないようですので、大きい4のその他
に移りたいと思います。

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副委員 長	山 形 紀 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	森 本 彰 伸
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	玉 野 宏	委 員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

市民生活部長	鹿 野 伸 二	廃棄物対策課長	亀 田 康 博
廃棄物対策課長補佐兼施設係長	松 本 仁 志	一般廃棄物対策係長	伊 藤 靖
産業廃棄物対策係長	鈴 木 大 介	生活課長	君 島 一 宏
生活課長補佐兼消費生活センター所長兼くらし安全安心係長	飯 村 裕 之	交通対策係長	藤 城 大 幹
市民課長	大 澤 博 美	市民課長補佐兼戸籍係長	高 橋 美 由 紀
市民係長	君 島 忍	産業観光部長	富 山 芳 男
農務畜産課長	渡 辺 直 次 郎	農務畜産課長補佐	佐 藤 裕 之
農業振興係長	青 木 洋 人	農林整備課長	室 井 正 幸
農林整備課長補佐兼農村整備係長	村 木 和 夫	林務係長	伊 藤 好 美
地籍調査係長	須 藤 俊 一	商工観光課長（D M O 担当）	高 久 修
企業立地係長	植 木 智	建設部長	大 木 基

建設部次長兼 都市計画課長	関	孝	男	都市計画課長 補佐	渡	邊	章	二
開発指導係長	相	馬	福	光	道路課長	鈴	木	隆
道路課長補佐 兼建設係長	高	野	茂	管理係長	江	面	宏	信
維持係長兼 河川係長	大	野	昭	博	用地係長	浦	田	謙
上下水道部長	磯		真	管理課長	河	合		浩
管理課長 補佐兼黒磯 事業所長兼 塩原事業所長	浅	賀	保	幸	経営企画係長	柳	英	希
整備課長	佐	藤	正	規	整備課長 補佐兼 管路維持係長	君	島	幹
管路整備係長	岩	波	秀	典				

出席議会議務局職員

書記 鎌田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[上下水道部]

- ・上下水道部長挨拶

[管理課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第102号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）
- ・議案第103号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

[整備課]

- ・議案第120号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入について

[市民生活部]

- ・市民生活部長挨拶

[廃棄物対策課]

- ・議案第113号 契約の変更について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

[生活課]

- ・議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔市民課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・議案第 117号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔農林整備課〕

- ・議案第 122号 土地改良事業の施行について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔商工観光課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
- ・議案第 101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ・議案第 105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定について

〔道路課〕

- ・議案第 111号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第 112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
- ・議案第 114号 契約の変更について
- ・議案第 123号 市道路線の認定及び廃止について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 おはようございます。

ただいまから、建設経済常任委員会及び予算常任委員会第三分科会を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の制定及び一部改正案件3件、契約の変更案件2件、指定管理者の指定案件2件。公共下水道への区域外流入案件1件、土地改良事業の施行案件1件、市道路線の認定及び廃止案件1件の合計10件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は、補正予算案件4件であります。予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで、随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。

◎上下水道部の審査

○星委員長 まずは、上下水道部から順次審査を進めてまいります。

初めに、上下水道部長から御挨拶をお願いします。

○磯上下水道部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

◎管理課の審査

○星委員長 ただいまから、管理課の審査に入ります。

管理課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第102号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第102号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○河合管理課長 (議案第102号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 建設改良費の減額について、具体的な説明をお願いします。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 建設改良費の具体的な減額ということですが、こちらについても、職員の手当、期末手当部分、合わせて7名分、あとはそれに関する法定福利費、共済組合なんかの負担金ですが、そういったものを合わせて12万円の減額ということでございます。

○星委員長 ほか、質疑ございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第102号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第103号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 続いて、議案第103号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 （議案第103号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第103号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

管理課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎整備課の審査

○星委員長 ただいまから、整備課の審査に入ります。

整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第120号の説明、質疑、
討論、採決

○星委員長 議案第120号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○佐藤整備課長 (議案第120号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 この市民の場合の下水道の使用料については、那須塩原市の規定に基づくのか、大田原の規定に基づくのか、お尋ねします。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 下水道使用料の価格自体につきましては、大田原市の規定によります。那須塩原市からは、水道の使用量、この量については、大田原市のほうに、料金の使用料に算定根拠となります水道の使用量を大田原市のほうに報告させていただき、額そのものについては、大田原市のほうで決定されるというような方向となります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

この市民は、料金の支払いは、請求は大田原市から受けるということで、契約は大田原というこ

とで理解してよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 今回議決を経まして、今後の下水道の接続とか、そういった手続に関しましても、大田原市のほうに申請となりますので、その中で大田原市の下水道の仕組みと、そういったものを協議の中で御存じになられて、下水道を使用されることになると思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その場合、水道水は那須塩原市の水を使っているのかどうか。それによって、本市の場合は下水道料金も支払いが決まると思うんですけども、ここは、水道は改めて那須塩原市のものなのか、大田原市の水道を利用しているのかをお伺いします。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 先ほど申し上げたとおり、上水につきましては、那須塩原市の上水を使用されて、那須塩原市のほうで検針をいたします。その数量の使用量を大田原市のほうに報告しますと、大田原市のほうで、その上水の使用量に応じて下水道料を算定していくというようなこととなります。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今回の区域外流入に関して、これは那須塩原市では、水道の事業計画区域に入っていないわけですね。ということは、本来であれば、那須塩原市の中で考えれば、下水道の接続というのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、今回この部分でいうと、この緑726号線沿いの大田原市側は、事業計画内に入っているということでの、こういった場合には協議ということになるわけですか。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 今回議決をいただきまして行う協

議につきましては、区域外流入という協議がございますので、基本としては、大田原市の下水道計画には入ってはいけません。ただ、既存の大田原市の下水道環境で区域外流入として、その水量が増加しても問題がないと、あるかないかという検討をされて、問題なしという結論がいただいて、下水道を接続していただけるということになります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 下水道を利用したいという市民、新たに家を建てて下水道を利用したいということですから、それがかなうことは決して悪いことではないとももちろん思うわけですが、ほかに事業計画内に入らずに、なかなか公共下水道に接続ができないという市民の方々もたくさんいるのも現実だと思うんです。市政一般質問の中では、今後に関しては、公共下水道よりも合併浄化槽のほうにかじを取っていくというようなお話もありましたけれども、現実的には、やはりできれば公共下水道につないでいきたいという方々もいるわけです。

そうすると、今回これは法律上こうなっているので、その協議に応じて、議会の議決がいただければ、協議に応じて接続をしていくということなわけですが、これらについて、市民の方々に、こういう際には接続が可能ですよみたいな、そういうお知らせというのはされているんですか。これは業者側が当然入って、専門家のアドバイスの下に今回こういった議案が出てきたということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 今回、議決をいただきますような他の自治体の公共下水道に接続といったものに関しては、那須塩原としては、ちょうど行政界で、そういった接続ができる区域といいますと、旧西

那須野区域のみとなっております。その接する区域の方々に、積極的に区域外流入の接続ができますよというようなアピールはしている状況ではございません。

ですので、今回の申請なども、この路線に関しましては、既に複数の接続者の方々もいらっしゃる路線でございますので、そういった接続の過去の情報を得て、設備担当のほうからご指導なんかもあって、今回の協議が始まったものと考えております。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回の処置というのは、私は基本的に非常に合理的で正しいと思っていますし、その周辺の接続が簡易にすぐできる状況である市民は、新たに住宅などを建設するに当たっては、やはりつないでいったほうが、地域の土壌環境とか生活衛生上もよろしいと思うので、今後出た場合でも、このような大田原市との連携をして密接にやっていけることが、私は妥当だと思っております。

以上です。

[「議員間討議の話じゃない」と言う人あり]

○星委員長 議員間討議です。ほかの委員も……

○鈴木委員 討議なので、私はそのように考えるので、ほかの人、何かあればどうぞ。

以上です。

○星委員長 鈴木委員の意見に対して、ほかの委員の意見ございますか。

小島委員。

○小島委員 今、鈴木委員からありましたように、旧西那須野町と大田原市の境目というのは、いろいろな面でうまく使えば、非常にいい形になると思います。

こういうようなところが、まだまだあるのかなと思っています。そういう面では、こういう事例をしっかりと支援していくことによって、やはり下水道の活用というのはまだまだ広がるのかなと思っていますので、頑張ってやってもらえればと私は思っています。

○星委員長 そのほか討議すべき点ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思いますが、質疑もございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第120号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第120号については、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民生活部の審査

○星委員長 これより、市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○鹿野市民生活部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎廃棄物対策課の審査

○星委員長 ただいまから、廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第113号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 議案第113号 契約の変更についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○亀田廃棄物対策課長（議案第113号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回の契約変更の金額についてですが、1億円を超える大きな金額になっております。

この変更契約について、金額の内訳、積算根拠ということについて、詳しく説明をお伺いしたいと思います。特にこの経緯、それから数量、単価等、小学生でも分かるように説明をしていただきたい。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 それでは、まず経緯ということですが、経緯を一通り御説明申し上げます。

まず、掘削工事を開始いたしまして、粒径の大きい玉石が多量混入ということで、発生当初から受注者及び工事監理者並びに市関係部署と再三にわたり検討を重ねてまいりました。

まず最初に、建設発生土の取扱いということでございますが、できる限り場内で利用しようということで、200mmのスケルトンバケットを使用して、ふるいにかけて、玉石以外の土砂を再利用するということが協議いたしました。

その次に、では発生した玉石の処理についてということで、まず初めに私どもも、この玉石を売却できないかということで様々な方面で検討をしましたが、結果、商品価値なし、不可ということでございました。

その次に、では、これは不要物のため産業廃棄物に当たるのではないかという疑義もございましたが、これも県に照会した結果、産業廃棄物では

ないということとなりました。

その次の検討としまして、それでは建設発生土として処分するしかないのかということで、砂利採取業の許可及び砕石業の許可を司る県の工業振興課に相談しましたところ、陸砂利採取協同組合と協議をするよう話がありまして、それで話合いをしましたところ、残土として処分することで合意に至ったという経緯でございます。

それで、今回の工事の内訳ということでございますが、直工ベースになりますが、盛土工として約79万円、粒度調整工としまして7,128万円、残土処理工としまして1,367万円という直工ベースの金額でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 突然口頭で言われても、ちょっと頭の中で整理するのが難しい状況ではあるんですけども、経緯のほうはある程度分かりました。

まだ若干残るんですけども、昨日現場視察をさせていただいたときに、行く道々で雑木林があるんです。その雑木林を見たときにも、黒土のかかっているような表面ですよ、雑木林は。そこにも直径20cmを超えるような玉石が、ころんころん見受けられました。車からの目視で。また、周辺には民間事業者が置いているのかも分かりませんが、やはり玉石が置いてある状況を見受けられました。

そういう状況下で、当初、業者と玉石が出てきたのでどうしようかと、要するに設計になかった部分について協議が始まったということですが、私みたいにずっと行って見ただけでも、表面に玉石がある状況は見受けられています。あと、その分かったというのも、私はすぐ分かった、今言ったのは現場へ行けば歩いただけで、期待を持っていなくても、玉石が出るのではないかということとは想定できたのではないかということでお話をし

ているんですけれども、かつ掘削が始まって、バックホーで、重機で掘り始めたら、もう最初の日、1日目だけでももう玉石は出てきていたのではないかと思いますけれども、その辺の状況について御説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 ただいま、初日から玉石が出ていたのではないかとということでございましたが、まず表土の黒土が、最初の掘削のほとんどだったと記憶しております。いきなり玉石が初日から出たということではなかったということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 少し長く、詳しく説明受けたいと思っております。

それで、もともと、数量的な話に変わりますけれども、分かったのではないかとということについては、ボーリングデータ、柱状図というのがあると思うんですけれども、私どもはそれはここには資料として提出されていないんですけれども、そうすると、黒土が表層50cmあるとか、20cmですとかというデータを私どもは見えていない。見えていない中で、この1億という金額に対して承認してくれということだと思ってしまうんですけれども、まずその説明、柱状図というものをもって玉石はないんだよということをちゃんと説明してほしい。ここでどういう流れになるか分かりませんが、それが1つ、資料をください。

それから、もともと覆土するというのは、隣の第1施設への覆土のことを言っているのではないかと思います。それについては、設計上碎石を置く、表層の黒土を一旦ほかの場所に残土としてためておいて、それを仕上げのために取っておくという設計だったのか。この柱状図を見ながら、玉石が出る土壌も含めて、そのものも必要だとし

て設計していたのか。その覆土に関する積算がここに出ているんですけれども、これは先ほどの話だと、新たに追加補正になっている金額なのかどうかもちょっと分からないんですけれども、それは追加補正として出たのか、今回で出したのか。その辺がちょっと設計上、工費が増えたのかどうかということです。それを一旦ここで御説明いただきたいと思います。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 先ほどの残土処理工としての増額分は、掘削して精査した結果の増額分でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、話のポイントは1つ答えていただいたんですけれども、当初から今回の残土処理量は、隣へ覆土するための材料として、当初から設計をしてありましたか。まず、そこでお答えをお伺いします。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 委員おっしゃるとおり、当初設計で、第1処分場の最終覆土として使うものとしておりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その数量については、変更はありましたか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 当初、5,000m³程度と目されておりましたが、掘削した結果、増量となっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その増量は、設計の段階でG Lとか測っていたわけですよ。そうすると、掘削して、土というものは増えたり減ったりするものなんですけれども、なぜ増量になったというのは、理由を御説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 当初の伐採範囲から計画変更で伐採範囲を増やしてございます。その分の残土掘削分の増量も入っていると目されております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 伐採範囲と言いましたけれども、掘削範囲でなければ、その残土には影響しません。説明にはなっていません。

それから、掘削範囲が、ではなぜ広がったか。建物の基礎の範囲が広がったとか、道路の幅が4mだったら6mになったとか、そういった理由を述べていただけますか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 伐採範囲につきましては、造成道路ののり面施工の部分で、やはり掘削は若干増えてございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の答えですか。回答ですか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 はい。伐採範囲が増えた範囲に一切掘削がないのではという御質問だったと思いましたので、のり面施工において、のり尻作業の確保のための掘削はございましたという答えでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 説明としては、のり面が増えるというのは、高低差があって、勾配が決まっているわけですね。高低差があれば、それを維持するためにのり面の幅が広がります。そのために伐採、または、でも盛土、あそこは地形が現地形より高かったと思うんです。そうすると、のりが上に出るんです。のりというのは、下に出る場合もあるので、そうすると、伐採はしても盛土になるわけですね。掘削は生じない。伐採範囲を聞いたのではなく、掘削して残土が出る量の話を私は聞いた

わけですから、答えのときに、ちょっと嫌なこと言いますけれども、伐採が一切なかったという質問は全くしていません。工作範囲が広がったかという質問をしているので、答えになっていないので、それが答えかとさっきお聞きしました。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 失礼しました。掘削の範囲につきましては、水処理プラントのほうが、こちら設計が、掘削プラントの設計のほうが、全てJVのほうで設計等を行っております、その部分の掘削量は当初設計には入っておりませんので、その分の増加ということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 話は長くはしたくないです、私は。

設計するに当たって、今、残土の量の話をしたときに、伐採の面積は関係ないと私は言っただけの話なので。今の話でも、最初から話したとしても、それは掘削すれば残土が出ます。けれども、昨日行ったときに水処理施設は、現地盤に対して入り口は四、五m高かった。要するに盛土のところから建物に入っていたわけで、現地盤に対して地下のところに水処理施設があったかどうかは私は確認できなかったんですけども、GLより何m深くまで掘って、その面積が幾つか、それによって数量が幾つ、その数量が今回増加の分の数量ですというふうに答えなければ、全然理解できません。そのように答えていただけますか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 委員おっしゃるとおり、ただ、今、何m掘削してという資料を持ち合わせてございませんので、そこは申し訳ありません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、この話の流れでいきますと、最後にどういう結論になるかということは別として、話の流れとしては、積算能力が行政側にないと、

仕事を受けた側も困るんですよ。ここは質疑でなければならぬので、きちんと積算根拠を説明していただきたいと思っています。そういう意味でもう一度質疑を続けたいと思います。

玉石がふるいにかけて20cmを超えたものを粒度調節というか、20cm以下の敷材として利用できる大きさにするというふうな説明だと思えます。そのとき、玉石の総量は幾らかというふうに見えていますか。

なぜ答えられない。

○星委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○星委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

課長。

○亀田廃棄物対策課長 大変お待たせしました。

玉石量は6,330m³で計算しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど、7,128万円と答えがあったですかね、その部分の話だと思えますけれども、6,330m³がその7,000万にかわるには、運搬とか工場に運んでいってそこで潰すための処理費とか、また運んでくるみたいなどころがあると思えますけれども、そういった積み重ねがまずこの金額になると思えますけれども、数量だけ答えてどうするんですか。詳細に答えてください、小学生にも分かるように答えてくださいとさっき、冒頭で話しました。それは数量でしょう。要するに金額になるための掛け算、足し算を一つ一つ説明してください。

プラス、一番大事なのは6,330m³、現場に行っ

たときに見たんですけれども、あれが6,330m³だったか。ちょっと6,330m³というのは、1,000m²の敷地だと6mの高さで初めて、1,000m²で6mで6,000m³です。昨日は、あそこに置いてあったものが全てだとすると、ちょっと分かりにくい。現場にちゃんと丁張りなんか出して、そういう6,330m³ある図面とか写真、証明する写真というものはございますか。見せてほしいと思います。

これは一番大事なことです。ここをはっきりさせないまま単価だけ掛けていって、この金額になりましたと言われても、今回金額が大きいのものですから、そこは不確実なまま通したくはないと思っているんですけれども、資料をきちんと出していただきたいと思っています。

公共工事ですので、当然工程管理の中にきちんとした、そういったことの証明できる書類はあるはずですので、可能だと思っていますけれども、よろしくお願いします。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 まず、先ほどの粒度調整工7,128万ということでございますが、こちらは粒度調整ということで、200mmのスケルトンバケットによるふるい工の金額でございます。

先ほどの玉石量6,330m³に対する金額は、残土処理工ということで1,367万円でございます。

また資料は後ほど提出させていただきたいと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 7,000万という金額は何の予算かというと、では、碎石が出てきたものを200mm以下と200mmを超えるものに分ける、その作業のためだけに7,000万ということの説明でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 この粒度調整工というのが6万3,300m³の土のふるいとなりますので、そう

いうことでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それは現場にふるいというものを、機械か何かを持って行って、あの場所でふるい分けたということよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 昨日、委員が御視察されたとおり、まさにふるい、200mmのバケツでふるい工をやっていたと思うんですが、あれがふるい工でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 網ではなくて、バケツでふるっていたわけですね。それは網ではなかったのかと思って、土砂を動かしているのかなと思っていたんですけども、そういうやり方でふるい分けたということは理解しました。

玉石が6,630m³ということは、200mmを下回った土壌があるわけですね。その総量は幾らでしたか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 粒度処理工が6万3,300で、玉石量が6,330ですので、これを引き算しまして、5万6,000m³程度になると思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、ちょうど1割を玉石としたというふうに読み取れます。それで間違っていないかと思うんですけども。

改めてお伺いしますけれども、この玉石だった部分は100%覆土工にしていると。200mmより以下だったものについても、覆土工にするだろうと思うんですよ。間違っていたら後で指摘してください。で、結局、もう一度改めて、設計のときよりも、この今回残土に出た部分、要するに設計時よりも余分だった残土量は幾らだった、何m³でしょ

うか。設計と異なる残土量です。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 残土量自体は、やはり玉石量を除いた部分が残土量ですので、設計のとおりでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 改めて聞きます。では当初から、玉石が20mm以下であれば、残土総量は設計どおりだったと理解していいんですね、今の説明ですと。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 そうですね。この玉石がもし混入していなければ、全量が残土量として場内処分する予定でございました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、今回の1億円ちょっと超えた部分の補正予算のものは、あくまで隣土の1期処分場と2期処分場ですけれども、新規側の掘削があって、余ったものは覆土工にしようとしていたと。ただし、その掘削の中に6,330m³が玉石であったと。これは潰さないと覆土工として使えないと。その潰すための費用が今回1億ですよという理解で、ここはよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 直工ベースで先ほど申し上げたとおり、盛土工、それから粒度調整工、残土処理工、これら合わせての今回、1億の変更でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 盛土工、粒度調整工、残土処理工、それは玉石についての部分のものでしょね。その1割除いた9割は、当初から盛土工、運搬みたいなものは当然見ていたと思うんですよ。だから、玉石のみだけ、それを今回積算、金額に入れたということに理解してよろしいですか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 そうですね。この玉石の発生により増額となった工事でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1割分は逆に減額の部分が生じるのではないですか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 当然、そういった差引きをやった結果の1億の増額でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 玉石は、固まったままの状態で立米数だと思うんですけども、あれを砕くと容積は変わると思うんですけども、そこは6,000より小さくなりますよね。そうすると、小さくなった立米数を幾らとカウントしますか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 玉石につきましては、こちらは場外搬出して再利用はいたしません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私が理解が下手だったんですか。場外排出するんですね。玉石は。掘削費用は、なぜここで発生するんですか。掘削ではない、潰す。潰すと言っていないでしたか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 破碎するとは申し上げておりません。粒度調整工は、200mmのスケルトンバケットのことでございます。

○星委員長 質疑の途中ですが、ここで15分間の休憩に入ります。

会議再開は11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○星委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたし

ます。

鈴木委員。

○鈴木委員 手元に資料がない中で、口頭でのやりとりだったんですね。なので、すごく理解するのに難しかった。

でも、了解してもらいたいのは、1億という金額を後半になって見積もって出てきたわけですから、やはりそれは市民側の立場とすれば、1億というのはすごく大きな金額ですので、ちょっとしつこいぐらいに聞かせていただきましたが、ここでは残念ながら、説明資料とかそういったものを、議場での、これを見ている市民の皆様がもしいたら、ない中でなんですけれども、資料を見させていただいた分と、ノートを持って行って図面で書きながら工程の流れを確認しましたので、結論から言うと、この立米数の根拠、それから工事のこれだけの数量をこの金額ですよという工事の内容も理解しましたので。長くならないように、これで了解しました。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今回の補正予算に関しては、先ほど来質疑が出ていますが、昨日、所管事務調査を我々させていただいたわけですが、その際に説明をいただいた中で、今回のこの玉砂利に関しては、2019年7月の段階から出てきたことが確認されていたということになると、1年以上経過をしているわけです。この1年以上経過している中での協議というのは、一体どういうふうに進んできたのか。普通に考えると、もう少し早い段階で結論が出て、これはもう補正組むしかないねという結論に達したのではないかという感じに私は思うんですが、そこを改めてお聞かせください。

○星委員長 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** まず、補正予算の増額の要求はございません。まずは補正、金額の範囲内での計画の変更ではございます。それでまず7月、8月から玉石が出始めて、今頃になってしまったということでございますが、こちらは、やはり6万3,000㎡という掘削量が膨大な量な上、また玉石の混入している部分が掘削箇所によって一様ではないという状況から、全体の数量がある程度把握できるめどがついた段階で、この変更設計書を作成し、議会に上程させていただこうということで、結果、今の時期になってしまったということでございます。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** すみません、補正ではなくて、中の変更ですので、そこは訂正させていただきます。

実際に6,330㎡の玉石が出て、これは陸砂利組合のほうで処理をしていただくという流れだと思うんですが、そうすると、ここに関しての費用というのは一切生まれてこないということになるわけですか。

○**星委員長** 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** こちらは、県内統一単価の残土処理の単価がありまして、1㎡当たり600円という金額で受入れの話合いをしたところでございます。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** これは、組合のほうで引き受けたということですので、実際には何社か入っているということですか。

○**星委員長** 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** 実際には、組合のほうでいろいろ考えていただいた結果、近傍のこの西岩崎地内に処理施設を持つ1社で引き受けていただることになっております。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** これも昨日の説明だったんですが、今回のこの契約の変更と直接的な関わりはないかもしれませんが、この工程表を見ると、ほぼ順調に現在まで工事が来ているということの説明を昨日いただきました。その中で、実際に試運転をするという時期が来るわけですが、この試運転というのは完全に出来上がった時点じゃないとできないわけですか。

○**星委員長** 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** 試運転の時期ということでございますが、この後の補正予算のところでは債務負担行為のところでは御説明させていただきますが、年度内に事務的な、令和3年4月からスタートできるように、ゼロ予算であります。債務負担行為を組みまして、業者を選定しまして、この試運転業務委託というところ、それはスタートさせていただくところでございます。

○**星委員長** そのほか、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**星委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

鈴木委員。

○**鈴木委員** しつこいくらいに質疑をさせていただいて、全然この数字、契約の変更についての数字しかない中で判断しろというのは無理があると思って質疑をさせていただきましたが、質疑の内容については、答弁の内容については、私個人ではありますが、納得のいくものでありましたので、この予算については、予算どおり処置したらいいんじゃないかというふうには私は思っております。以上です。

○**星委員長** そのほか、討議すべき点はありますか。ほかの委員の意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ほかに討議すべき点がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと、思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第113号 契約の変更については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田廃棄物対策課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 上から4段目のクリーンセンター長寿命化計画策定業務委託というのは、競争入札だったのか、随意だったのか、そのあたりの御説明をいただきます。選定方法です。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 この長寿命化計画策定につきましては、競争入札で予定してございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 クリーンセンターという施設は特殊で、管理も今まで1社が関わったことがありますけれども、鉄鋼メーカーの関連の会社だと思っただけでも、どこかがぱっと来て設計をするというのはなかなか難しいんじゃないかなとは思っただけでも、そこは余談で、何者が応札、入っていますか。

〔発言する人あり〕

○鈴木委員 それはこれからね。失礼しました。予算なので、この金額ということね。

では逆に言うと、これは前回、あそこを設計したり何かするときには、それは実施設計だから関係ないですね。すみません。委員長、ありがとうございます。了解です。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時37分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎生活課の審査

○星委員長 ただいまから、生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第115号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○君島生活課長 （議案第115号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 シルバー人材センターは分かるんですけども、これ以外に指定管理者で立候補した業者がおりましたら、教えていただければと思います。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 こちらは、事前説明会のほうをさせていただいているんですけども、その段階ではシルバー人材センター以外に1者、説明のほうに参加された事業所があるんですけども、実際に申請といいますか、申込みがあったのはシルバー人材センターの1事業者となっております。

○星委員長 そのほか、ございますか。

森本委員。

○森本委員 議案資料のほうで見ると、配点の中で、ちょっと利用者に対するサービスの向上なんていうのは、ちょっとほかの項目に比べて低いなと思ったんですけども、これはどういう理由で、この配点が低かったのかというのは分かりますか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 住民サービスの向上、利用者の平等な利用の確保の部分の点数のことを委員おっし

やっているのかと思うんですけども、こちらにつきましましては、利用者の平等な利用が確保できる体制が整っているか、それから、利用者にとって分かりやすい情報が出される計画となっているかというような、主に2つの視点で採点のほうをさせていただいているんですけども、こちらにつきまして、1点から5点満点という形で出しているんですけども、その中で、おおむね私どもの期待どおりの形で管理のほうをしていただけるのではないかなということのレベルでの申請をいただいた内容ということでの点数づけをさせていただきまして、こちらについては、このような点数になっております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 配点が15点というところが10点になっているとか、そこで、ほかの、例えば20点とか15点とか、10点というところもある中で、15点と10点だったりとか、ちょっと10点とか7点とか、ある程度高いところもある中で、その15点のうち10点というのは、ちょっとそこだけ低いのかなと思ったんで、その理由をお聞きしたんですけども。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 分かりました。3点といいますのは繰り返しますけれども、おおむね満足いくようなところで、ある意味、平均点といいますか、そんな形での点数が3点ということになります。そういう観点で、私どもとしては、このシルバーさんからいただきました申請の内容につきましては、そのような形で判断をさせていただいて、委員がおっしゃいますように、確かにほかの分は点数の高いところはあるのかなと思うんですけども、この分についてはそのような形の判断をさせていただいたということです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ごめんなさい、私が理解できていない

のか、3点と言うのは何のことかな。

住民サービスの向上の中で、利用者に対するサービスの向上が15点中10点というふうになっているものですから、そういう意味じゃないんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 利用者に対するサービスの向上ですと、配点としましては15点あるかと思います。それに対して、3つの視点に基づきまして審査をさせていただいていると。それが満点で5点、それが3つの項目がありますので、5掛ける3で15点。それに対して、私どもとしましては、おおむね期待どおりの期待ができるだろうということで、3点、3点、3点で合計、例えば9点とかいうような形の点数のほう出させていただいたということです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 おおむね期待ができるということは、10点というのはかなりいい点数というふうな理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 5点満点ですので、最大が五三、十五で15点、それから1、2、3、4、5点、ですから中間点の点数というようなことには判断できるかと思います。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 分かるんですけども、減点の理由を聞いたんですけども。

そうすると、減点の理由が分からなかったんですけども、減点の理由というのはあるんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 委員がおっしゃるように、減点の理由というのは、あくまでおおむね記載どおりということは、言葉は悪いかもしいない、可もなく不可もなくといいますか、減点もしていませんよ、逆に加点もしていませんよというふうに考えてい

ただければと思います。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、ほかの、例えば満点になっているところなんていうのは、期待以上の、このぐらいをしてもらいたいなど思っているよりも、さらにすばらしい提案があった部分ということでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 委員がおっしゃいましたように、すばらしいという言葉が適切かどうか分かりませんが、うちのほうとしましては、シルバー人材センターさんから頂いた申請書類の中を見まして、ある意味、優れた点といたしますか、これを優れた点というふうに私ども判断させていただきました。

例えば、こちらの施設を管理するに当たってのスタッフの体制だったりとか、当然にこれまでの経験だったりとか、そういった面での実績とか、あるいは、この施設も1日休むということは当然できませんので、そういったものを考えますと継続性とか。そういった分も十分に対応取っていただけのような団体ではないかということで、そういった分の加点も含めまして、委員がおっしゃいましたように、先ほど9点とか10点という部分は、ちょっと数字が低いのかなという見方もあるかもしれませんが、全体としましては、そんな形の点数をつけさせていただいたということです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すごく抽象的な感じが。配点というすごく具体的な手法を使っている割には、説明がちょっと抽象的かなという感じがしたんですけれども。

例えば利用者の平等な利用の確保という、10点中7点、7割の点数取っているんですよ。これ、かなり高いと思うんですけれども、そうい

うところというのは、結局、さっきの話からすると、おおむね、可も不可もなくじゃなくて、かなりの可はあったというふうに理解できるんですけども、そういうことでしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 繰り返しになりますけれども、先ほど私のほうで説明させていただいた形の部分でのシルバー人材センターに対しての申請に対して判断をさせていただいて、その分につきまして、委員おっしゃるように抽象的な分というのはあるかもしれませんが、そのような形の採点をさせていただいているということになるかと思えます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 私が聞きたかったのは、結局、いいところと悪いところに点数差があるんですけども、おおむねというと、全体感で言われている感じがして、結局、そのいいところと悪いところはどやって差をつけているのかということを知りたかったんです。特別いい提案があったから高いのか、まあまあだからちょっと低い。駄目だったらすごく低いというふうな、多分、そういう配点の方法があるのかなと思ったんですけれども、お話を聞くと、おおむねとか大体とか、可もなく不可もなくということだと、ちょっと意味がよく分からないんですけれども、どういう意味でしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 ちょっと申し訳ないところがあるかもしれないですけども、先ほど言いました3点が「おおむね期待どおり」、逆に2点が「やや不満」、1点につきましては「特に劣っている」、4点につきましては「期待を上回る」、5点につきましては「特に優れている」というような形の5段階での判断をさせていただいているということです。よろしいでしょうか。

○星委員長 そのほか。

山形副委員長。

○山形副委員長 各駐車場と自転車駐車場ということですが、どれぐらいの人員をかけて管理、もしくは業務内容、そういったものは具体的にどれぐらい人員かけてやっているんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 人員ということかと思うんですけども、市営駐車場の管理につきましては、基本的に無人の施設になっておりますので、黒磯駅東口、西口、それから、那須塩原駅東口、西口につきましては、スタッフの方が2名体制で料金の収集管理だったりとか、そういったものをしていただいているということになっております。

また、自転車駐車場につきましては、有人の施設になっておりますので、こちらにつきましても、10名のスタッフの方が、当然、6時半から夜の9時までの期間の開業時間になっておりますので、10名の体制の方が2名張りつくような形のローテーションで組むような形で運営をしているというような形になっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 駐車場のほうは2人体制ということで、その方々、全ての駐車場を巡回したり、パトロールしたりして見ているということでしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 ちょっと私のほうで説明不足があったんですけども、黒磯駅の東西、それから那須塩原駅の東西につきましては2名の方、また、西那須野駅前、それから西大和につきましても2名の方ということで、エリア的に黒磯地区とそれから西那須野地区というような形に分けるような形で、毎日、スタッフの方にお世話になっているような形になっております。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め質疑を。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、遅れて。

特にはないんですけども、なぜだろう、ここ、同じ1者がずっと続けている、1者というか一つの団体に同じに渡しているんですけども、課題というものをちゃんと持って、こういうときに配点のときも上がるようなことを、行政側も適正にやっていかなければいけないんじゃないかと。

できれば、応募されたとき、ここは100点、全部で満点取れるように、今後もなっていくようにすることも重要ではないかなと思うんですけども、プラス、何か、今現在、利用者にとって不都合があるとかそういったことを把握しているのかどうかということを、質疑のときに聞けばよかったんですが、そういったことを考えて、1者しかないのが、ここしか、多分、今後も出てこないだろうと思うので、行政側としては、指定管理者を依頼する側としては、しっかりここを指導しながらやっていってほしいなと考えます。

以上です。

○星委員長 意見で。

○鈴木委員 意見だね。

○星委員長 議員間討議及び質疑を終了したいと思います。

いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論、終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第115号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入り

ます。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民課の審査

- 星委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。
市民課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第96号の説明、質疑、討

論、採決

- 星委員長 市民課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 大澤市民課長 （議案第96号について説明）

- 星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

- 森本委員 マイナンバーカード、国外転出者が利用できるということなんですけれども、国外でのマイナンバーカードの利用の、どんなことを想定されているのかを教えてください。

- 星委員長 課長。

- 大澤市民課長 マイナンバーカードなんですけれども、現在、国外転出しますと住民票が削られまして、マイナンバーカードが使えない状況でございます。個人的な12桁の番号は使えるんですが、その他の照合は、一応、今の段階ではできない状況であります。

あとは、今度これを導入したときには、例えば個人の年金とか、そういうのを一応、マイナンバーカード見て手続等ができるような体制になるか

と思います。

- 星委員長 森本委員。

- 森本委員 そうすると、国外ではスマートフォンだったりとか、あとはカードリーダーのついたパソコンとか、そういうものを使ってマイナンバーカードによって、年金の管理だったりとか、納税とかもあるのかもしれないですけども、そういうことに利用できるということによろしいですか。

- 星委員長 課長。

- 大澤市民課長 できるように、多分、システムが改修されていくものと思われまして。現段階で細かい点まではちょっと確定しておりませんので、ここでお答えできないんですが、徐々に改善して使いやすいものに行くものと思っております。

- 星委員長 小島委員。

- 小島委員 今回の戸籍システムとかいろいろ改修するということですけども、印鑑の廃止というもの一緒に進めていくんだと思いますけれども、これまでですと、住民票とかそういうのを取るときに印鑑が必要だったわけですけども、今後はそういうものはほとんどなくなるというふうに考えてよろしいか伺いたいと思います。

- 星委員長 小島委員、印鑑廃止はまた、協議の中では。

- 小島委員 このシステムと併せてということなんですけど、じゃ、その他のときに聞きます。

- 星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時10分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎産業観光部の審査

○星委員長 これより産業観光部の審査に入ります。初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いします。部長。

○富山産業観光部長 （挨拶）

◎農務畜産課の審査

○星委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第117号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 それでは、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○渡辺農務畜産課長 （議案第117号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 2つの団体、どちらとも信頼感のある団体かと思えますけれども、今回の2つの施設に応募する団体があったのかどうか確認したいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回、この2つの施設の選定については、公募ではなく特定ということで、1者特定なので応募数は特にないです。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、青木ふるさと物産センターの指定管理について、1番、管理業務の内容の中の(4)について、前3号に掲げる業務の附帯業務というふうになってございますが、どういったもの

を想定されて、この記述が。附帯業務というのは
どういうものなのか、想定されているものがあり
ましたら、御説明をお願いします。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 現時点で特にこれといった事
業は挙げてごさいませんが、もし運営している中
で出てきた場合に、まず協議をしながら進めてい
くという意味で記載しております。

○星委員長 そのほかごさいますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 議案資料のほうのアグリパルの5
番で、選定団体の概要のエ、都市と農村の交流を
図る事業の企画立案、運営。この都市というふう
なところはどいう都市を考えているのか、お
伺いいたします。

○星委員長 係長。

○青木農業振興係長 ただいまの都市、どちらを想
定しているかというところなんですけれども、一
般的には市外というか、多くの方たちが首都圏な
りとかいろいろの交流を想定しているんですけれ
ども、そのほかには、やはり市のほうで姉妹都市、
そういうところ結んでいるところもございませ
うので、そちらも重点的に交流等、行っていけば
というところで想定はしております。

○星委員長 そのほか質疑ごさいますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はご
さいますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質
疑を終了したいと思います。異議ごさいませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はごさいますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、討論、終結した
と思っております。異議ごさいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論、終結
し、これより採決いたします。

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に
ついては、原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ごさいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第117号については原案のとおり
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討 論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常
任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行
います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補
正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

相馬委員。

○相馬委員 この青木のふるさと物産センターと地
域資源総合管理施設の、1,000万と4,000万と、こ
の大きな債務負担の3,000万近い違いというのは

どういうふうなところなんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 指定管理の限度額ですね。この差でございますが、まず、一番大きいのが、施設の建物の大きさとかが、青木に比べてアグリパル塩原のほうが約4倍ぐらいの建築面積がございます。

あと、もう1点は、ちょっと青木のほうは、以前から、管理運営費の中の、特に維持管理費等、実際の事業者のほうで売上げのほうから負担している部分がございます、それを基に指定管理のほうの見積りを提出してきて、この金額でやれるよということになっておまして、今回もその金額を採用したということで、若干、安めになってございます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時28分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

◇

◎農林整備課の審査

○星委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第122号 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井農林整備課長 （議案第122号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形副委員長。

○山形副委員長 この寺子地区と塩原地区の2か所というのは、今回の災害でこういうふうなことになるんですが、もともと危険な場所だったのかどうか、その辺の位置づけは、普通の場所だったのかどうか、分かりますか。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 寺子地区及び塩原地区の今回被災した箇所につきましては、かなり高低差のあるのり面になっていますので、危険性があつたと思われま。

以上です。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、以前から危険があるというふうな場所であるということは想定していたんですか。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 箇所につきましては、以前、寺子地区については、伐採した箇所が見られましたので、もしかしますと那須水害のときにも一度あつたかなと思われま。

また、塩原地区につきましては、上の原地区というところになりますけれども、毎年のように同じようなところで、どこかしら、少し小さな雨水によりり面とか崩れているというのがありますので、認識はしています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、この工事は、今回、初めて、以前に一度工事したというふうなことはないのか、その辺もう一度お伺いします。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 以前にしたことはありません。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 土地改良事業の施行については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井農林整備課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 10ページの有害鳥獣対策費なのですが、50頭ずつ鹿とイノシシを増やして70万円の報奨金を増やしたということで、それで委託料のほうで61万円減額となっていて、相殺したということで説明は受けたのですけれども、この委託というのはどこへの委託なのでしょう。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 有害鳥獣捕獲実施隊になります。委託料となっていたのを組替えになっております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 組替えになっているのは分かるのですけれども、委託料として払っていた、例えばまとめて払っていたものを、一頭一頭に払うようにしたのは報償金ということですか。その辺の意味合いがちょっとよく分からないのですけれども。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 1頭1頭の合わせてなのですが、パトロール隊とかそういうふうな分については、まとめて払っているものを減額させております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それは報奨金を払うことによって、例えば猟友会の人とかは、鹿とかイノシシを捕ったことによって委託する必要がなくなったので、その分を減らしたということですか。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 説明が抜けていました。申し訳ありません。

パトロールとか、そちらのほうの回数等を減らしております。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の3ページに、農村基盤整備事業費として、その市債の中で合併特例債を充てるということになってございますが、この農業基盤整備事業というのは、その合併に伴う諸事情に関わる事業だということで、合併特例債が充てられるということなのか、お伺いいたします。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 充填のものにつきましては、農林整備課のほうで所管をしていないのですが、合併特例債になるものと思われ。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、この歳入の設定については財政課の所管だと、そういうことだということですね。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 そのとおりです。

○星委員長 そのほか、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時49分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

—————◇—————

◎商工観光課の審査

○星委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

商工観光課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 議案第96号 令和2年度那須塩原市一

般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高久商工観光課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第101号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 議案第101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○高久商工観光課長（議案第101号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時24分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。
初めに、建設部長から御挨拶をお願いします。
部長。

○大木建設部長（挨拶）

◎都市計画課の審査

○星委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。
都市計画課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第105号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 議案第105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

次長。

○**関次長兼都市計画課長**（議案第105号について説明）

○**星委員長** 説明が終わりましたので質疑を許します。

鈴木委員。

○**鈴木委員** 開発行為の許認可の面積が3,000㎡から1,000㎡まで引き下げられたということですが、今まで1,000㎡から3,000㎡未満の間で、3,000㎡以上と同じ基準の適用がなかった、そういう事例というのは件数的、割合的、どちらでも結構ですがどれぐらいありますか。

○**星委員長** 次長。

○**関次長兼都市計画課長** 件数につきましては、平成29年、30年、令和元年度という形でちょっと調べてございますので、御報告させていただきます。

まず、平成29年度につきましては、1,000㎡から3,000㎡の件数というのが7件ございます。それを入れた全体としましては、32件という件数となっております。30年度につきましては、全体で52件ございまして、そのうちの17件が1,000㎡から3,000㎡ということになってございます。R1年度、去年につきましては、全体の件数が27件、そのうちの8件が1,000㎡から3,000㎡という形になってございます。

○**星委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** その1,000㎡から3,000㎡だと公的な適用を受けないということですが、そうすると行政指導の中で雨水浸透槽の設置または排水施設の設置ということがあると思うのですが、それに応じないという件数は分かりますか。

○**星委員長** 次長。

○**関次長兼都市計画課長** 件数は把握していないのですが、事前の相談に來まして、結果的に事前協議や申請を受けずに開発行為を行っている

ことが年に数件あるというような判断をしております。

○**星委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** 申請してないわけですから、件数は必ずしも把握しづらいということだと思うのです。もともと法律の根拠からすると、3,000㎡未満は雨水対策、排水対策みたいなものは、本来開発行為というのは行政がやるべきものを民間がやるというのが基本理念だと思っているのです。開発行為は。その中で1,000㎡に引き下げたのですということですが、行政側として宅地からの排水が道路に直接流れないというメリットは十分あると思うのですが、逆に言うと、今までで大きな支障があったのかどうか、その不公平感というのは分かるのですけれども、厳しくしなければならぬ雨水対策的な状況というのはございましたか。

○**星委員長** 次長。

○**関次長兼都市計画課長** 今まで雨水浸透槽を設置してそれに伴ってということであると、経年変化に伴って浸透槽の効果が発揮できなくて、集中豪雨による道路の冠水とか民地へのというのは数件ございまして、毎年そういう形で苦情といいますか、御意見をいただいて処理しているというのが現状になってございます。また、仮に浸透槽を設置しない場合は、最近の気候変動だとかそういう形で、やはり激しい豪雨がありますので、そうするとやはり道路の冠水とか周りの民家の冠水とかそういうことも考えられますので、その辺はしっかり指導していきたいというふうに考えております。そういうことが指導できるようになるというふうに考えております。

○**星委員長** そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○**星委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入り

ます。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第105号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市計画課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時39分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎道路課の審査

○星委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。道路課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第111号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第111号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 (議案第111号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 値上げについては国に準じているということで理解しました。350円が420円とかになると思うのですが、これで市に入る税収の総額というのは計算しているのですかね。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 市に入る税収がどのぐらい増になるかということだと思いますが、道路占用料におきましては、令和元年度1,054万円ぐらいが入ってきたわけなのですが、今回値上げをすることによって、道路占用料とこれから説明します公共物使用料、同じ占用料になるわけなのですが、これを合わせて大体220万円ほど増額になる見込みであります。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はござい

ますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第111号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第111号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第112号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 続いて、議案第112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木道路課長 (議案第112号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第112号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第114号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 続いて、議案第114号 契約の変更に

ついてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木道路課長 (議案第114号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 JRのほうで変更があったということですが、その変更の内容についてお伺いいたします。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 変更の内容につきましては、JRからは施工内容や工種自体の変更は減はないというの聞いておりますけれども、1日当たりの作業時間の見直し等により人件費や機械経費、安全費において変更があったと。また、その変更の中で、誘導員等の減額が大きいと聞いております。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 今変更が労働関係だということですが、こういう関係というのは最初に出たときの見積りとか、そういうときの検査方法みたいなもので確認する方法というのはないのかどうか、ちょっとそこら辺もお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 このJRの協議につきましては、JRから出てきたお金に対して協定という形で結ぶわけなのですが、細かい内容とかそういった部分というのがなかなか示されないという部分もありまして、JRから示される内容というのは、大きな工種ごとの金額としまして、例えば踏切軌道関係改良工事とか、あと電力電灯設備改良工事が幾らとか、そういった大きな項目ごとのもの、そういったもので協定を結ぶという形になっています。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 人件費、作業時間等の見直しによって今回の変更額になったということなのですが、これは単に働き方改革とかそういったものが根底にあって変わったという理解でいいのですか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 働き方改革とかそういった部分での変更というのは、JRのほうからは聞いてはいないような状況です。ただ、JRのほうから聞いている部分としては、この契約の内容に、言っているのがバッファ分。バッファ分と言いついて、要は余裕とか予備とかそういった部分を言っていると思うのですが、不測の事態の工事に対して見ている経費、この部分はかなり大きいということで、現在まで終わった工事の部分で清算して、要はそれが減額になっていると。ただ、この先残っている工事に対しては、まだ不測の事態に対する経費とか、そういった部分は残っていると。そういう形ではお聞きしております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、先ほど当初の説明の中で作業時間等の見直しという説明があったのですが、作業時間自体がどういうふうに見直されたという、その説明はないのですか。

要は工期が決まっていて、その工期には全く影響がないということなのでしょうか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 作業時間の見直しというのが、1日当たりに作業できる時間というのが限られているということで、踏切に関しましては電車が通らない時間、それが2時間ぐらいしかない。その中で作業を進めるということで、当初協議の中では進めていたわけなのですが、そういった夜中にできる時間帯等の見直しかということで聞いていたところです。

〔「工期は変わらない」と言う人あり〕

○鈴木道路課長 工期は変わりません。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第114号 契約の変更については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第114号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第123号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 続いて、議案第123号 市道路線の認

定及び廃止についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木道路課長 (議案第123号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第123号 市道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第123号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第96号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切り替えて審査を行います。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木道路課長 （議案第96号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書11ページの防災安全交付金のその他委託料について6,500万円の減額ということだったのですが、これが先ほどの契約の変更に伴うもの。先ほど契約の変更をした金額というのは7,702万円と伺ったのですが、6,500万円と7,702万円のこの差額で、6,500万円しか減額しない理由を伺います。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 先ほどの契約の変更の説明の中では、減額が7,702万5,454円ということで御説明を申し上げたところなのですが、この補正予算の編成時点のときに、まだ打合せをJRのほうとは協議を詰めている段階でして、この7,700万円というのは確定まではいっていないという部分がありまして、その安全側、内数で6,500万円ということで変更減をさせていただいております。この時期になぜ6,500万円を変更するかと言いますと、減額したお金を防災安全交付金の他の路線に回す、そして事業を執行するために、年度末3月の完全に確定してからではちょっと工事の発注が間に合いませんので、そういったことで12月補正で6,500万円を計上させていただいたということになります。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時03分

—————◇—————

○星委員長 事務局からは何かありますか。

事務局。

○鎌田書記（事務連絡）

再開 午後 3時19分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。



◎閉会の宣告

○星委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出をいたしますので、御一任くださいますようお願いいたします。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分